

○中山耕一委員長 続いて、立憲・無所属クラブの質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて二十分です。熊谷義彦委員。

○熊谷義彦委員 時間厳守でやりますので、優しく丁寧な答弁をよろしくお願い申し上げます。

日赤とがんセンターの関係で、負担割合、国百、県百億、日赤百億円と説明をされてきました。国の百億円とは、地域医療介護総合確保基金ということでしょうか。よろしいでしょうか。

○志賀慎治保健福祉部長 日本赤十字社に対する財政支援、約二百億円と申し上げておりましたけれども、これは国の制度を活用して支援する約百億円につきましては、地域医療介護総合確保基金のほか、国の交付金や補助金による支援を合わせた合計額となっております。一〇〇%基金ではありません。

○熊谷義彦委員 事前説明では確保基金だという説明を受けていたものですから、そういう発言をさせていただきました。確保基金の三分の一は県負担でありまして、全額が国庫負担ではありません。県の事前の説明では、百四億円のうち八十四億円が新病院への補助、それにベッド数減少分など九億円をプラスして九十三億円、約百億円として説明されてきました。しかし、確保基金八十四億円のうち三分の一の二十八億円は県の一般財源であって、国庫負担ではないと思えますが、いかがでしょうか。また、日赤病院に約百億円の補助をするわけですが、この根拠は何ですか。

○志賀慎治保健福祉部長 地域医療介護総合確保基金を活用した新病院への支援額、そのうちの約八十四億円のうち三分の一の二十八億円は、御指摘のとおり、県の一般財源により基金に積み立てるものでございます。また、名取の新病院では、県立がんセンターがこれまで果たしてきた機能を引き継ぐことや、救急医療などの政策医療を担っていただくことになることを踏まえまして、国の制度を活用した支援のほか、県独自に約百億円の支援を検討しているということでございます。なお、財政支援額につきましては、新病院の整備費用を約三百億円と想定している中で、県立で整備した場合の負担の状況などを踏まえまして、国の基金の活用分、県の独自の支援分、日赤の自己負担分をそれぞれ三分の一ずつというふうに負担した場合を想定いたしまして、県の予算に計上すべき金額を、国基金分等と合わせて県分として二百億円としたものがございます。

○熊谷義彦委員 答弁漏れがあるのですが、日赤に百億円以上の支援金を出す、その根拠を示されたい。

○志賀慎治保健福祉部長 まだ数字的な積み上げといったことではございませんが、繰り返しになりますけれども、県立がんセンターがこれまで果たしてきた機能を引き継ぐこと、救急医療などの政策医療を担うこと、そして、県立で独自に整備した場合これくらいかかるのではないかといったことを総合に勘案した上で、それぞれ三百億円の三分の一程度の二百億円が相当な支援ではないかといったことで考えたものです。そのうちの百億円が、国基金分の支援等を除いた分で百億円といったことでございます。

○熊谷義彦委員 覚書も読ませてもらいましたが、六条には、日赤が事業主体ですが、整備費は財政負担を前提にして日赤が負担するというふうに書かれておりますし、七条には、整備費の一部分については、乙、県が自主的に対して財政負担をする。がんセンターは政策医療から外し——知事がこの間、政策医療ではないという発言をしたものですから、ずっと知事の発言を聞いていると、その本音が過日、私は、政策医療ではないというふうに出てきたのではないかと今でも思っている。それが百億円以上の支援金を、私の計算では百三十から百四十億円ぐらい県の負担になるだろうと思っっているのですが、まさに対等合併じゃないのね。いわゆる日赤に対する吸収合併ではないかというふうには思っているのですが、私の考え方について、部長いかがですか。

○志賀慎治保健福祉部長 統合する新しい新病院でございますが、吸収されるといったそんな考えはなく、これからの協議の中でもしっかりと、機能の引継ぎ等を含めまして、我々の主張をしっかりと通しておきたいと、それで協議を進めてまいりたいと思っております。

○熊谷義彦委員 重点地域指定によって、その分も交付税に算定されるという見解がありました。これまでの交付税算入は五億円が上限とされていたものが、重点地域指定によって事業費増加分が全額交付税の基準財政需要額に算入されるという考えもあるようですが、財政課、小野寺部長なのか、福祉部長なのか、どちらか答弁してください。

○志賀慎治保健福祉部長 県の内部の、財政課に対する保健福祉部としての、この地域医療介護総合確保基金の予算要求のルールといったものが内々で決めておきまして、その前提としておるのが、基準財政需要額の金額、算入される金額をベースに、翌年度当

初予算はこれまでは算定してまいりました。これまでの例によって、令和六年度はまず算定した金額がございいますが、病院再編に係る基金積立ての約二十六億円は、この推計額による積立金とは別立てで計上しているものでございます。ただ、基準財政需要額の算定は、全体の中で総合確保基金の積立て分ということで算定されておりますので、地方交付税の算定のルール上、ここに幾ら当たっているとかが、当たっていないとかという議論は、なかなか推計は難しいものというふうに考えてございます。

○熊谷義彦委員 総務部長も同じ見解でよろしいのですか。事前の説明では違っていたのですが。

○小野寺邦貢総務部長 今の保健福祉部長の答弁に誤りはございません。

○熊谷義彦委員 いや、事前に聞いたときに見解が全く違ったものですから、あえてお話を申し上げているんで……。それから、確保基金積立て分全体での県負担が三十四億円、確保基金の中の新病院補助で二十八億円が県分となります。実際の県負担分は、これまで県が説明してきた百億円よりも、私は、さつき言いましたけれども、大幅に増えるのではないかというふうに思っているのですが、どのようにお考えですか。

○志賀慎治保健福祉部長 日本赤十字社への財政支援につきまして、これまで県の独自支援を約百億円、独自支援としてのスキームで百億円と説明してまいりました。このほか、御指摘のとおり、地域医療介護総合確保基金など国の制度を活用した支援約百億円の中にも、制度上、積立金の三分の一のように、県の一般財源負担が含まれるものがございます。県といたしましては、政策医療の課題解決や将来にわたって持続可能な医療提供体制を担保する観点から、日本赤十字社への財政支援を行うものでございまして、金額そのものにつきましては、今後別途、引き続き精査してまいりたいと考えてございます。

○熊谷義彦委員 この問題で最後にお話し申し上げておきますが、知事、改めて、県ががん治療は政策医療だということをきちんと頭の中に入れていただいて、くれぐれも、連携をしたからその政策医療から外したかのように見られるようなことは絶対にしないでいただきたい。このことだけはお話を申し上げておきます。

それで次に、多賀城創建千三百年記念事業ですが、多賀城は、私の見解ですが、大和朝廷が現在の東北、蝦夷の地を支配するための出城だったというふうに思っています。

千三百年前のことは分かりませんが、大変な混乱があったことは歴史的事実として証明されています。代表的なものとして、伊治皆麻呂の乱がよく知られているわけですが、諸説ありますが、蝦夷の民であった皆麻呂が多賀城の庄政に耐えかねて乱を起したという説も数多くあります。蝦夷の民は庄政に抗議して立ち向かってきた歴史があるのではないか。アテルイ、あるいは坂上田村麻呂、様々な名前が出てきますが、私の地元の築館には、伊治城の跡地があります。歴史は不明な点が数多くあるわけですが、さすが、勝者の歴史ではなくて、客観的事実に基づいて、私は記載されるべきだというふうに思っています。そういった意味で、教育長、今お話し申し上げました多賀城の位置づけ、伊治城、蝦夷の民、そういったことについて、歴史認識、これをお聞かせいただきます。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 これまでの研究成果等により、多賀城は奈良・平安時代における陸奥国府として、律令国家が東北を治めるために設置した役所であり、伊治城は。多賀城の重要な拠点として、現在の栗原地域の族長であった伊治公皆麻呂が治めた役所とされております。通説では、律令国家の支配に属さない東北地方の人々を蝦夷と呼んでおり、伊治公皆麻呂や岩手県胆沢地域の族長であったアテルイと戦ったことがよく知られております。また、両者は特産品の交易などで交流が盛んな時期があったことも知られており、律令国家と蝦夷は、両者の視点で研究が進められているものと認識しております。

○熊谷義彦委員 今教育長がお話しした点を、この千三百年の中で、どのように記述して示していくのかということが私は問われるのだらうと思うのですが、どのようにこのイベントの中で展示されるのか、具体的な例がありましたらお聞かせください。

○村井嘉浩知事 多賀城創建千三百年の歴史を示すイベントといたしましては、多賀城創建千三百年記念事業実行委員会が中心となって、古代行事や儀式の再現、多賀城創建前後の歴史をテーマとした創作オペラ公演などを予定していると伺っております。県では、多賀城市や実行委員会と連携した取組を行うこととしており、多賀城創建千三百年記念事業として、多賀城市において、政庁正殿の姿を、物体が目の前にあるかのように立体的な映像を映し出す技術、3Dホログラムにより復元し、いにしえの多賀城の荘厳な政庁正殿の様子を国内外の観光客に体験していただきたいと考えております。なお、

来月三月三十一日に、国民的人気アニメのサザエさんの特別番組が放送される予定であり、番組では、我が県や多賀城市の協力の下、サザエさん一家が日本三大史跡である太宰府・平城京・多賀城をめぐる旅をするということになっておりまして、全国の多くの皆さんに多賀城の歴史をお伝えできる絶好の機会と捉えております。

○熊谷義彦委員 聞いていないことは答えなくていいから。時間なくなっちゃうのでね。私が言ったのは、エミシの歴史をどのように展示するのですかということ聞いています。教育長、答弁してください。

○佐藤靖彦教育委員会教育長 県教育委員会におきましても、東北歴史博物館などによる特別展や歴史講座などを開催することとしておりますが、これらの展示や講座の中で、律令国家とエミシの関係、伊治公皆麻呂の乱などについても、これまでの研究成果などを踏まえた様々な視点から、多賀城の歴史を紹介することとしております。

○熊谷義彦委員 間違いのない客観的な事実を記載されるように期待しております。私も見に行きますので。

次に、東日本大震災の被災地情報発信費についてお尋ねいたします。

間もなく三・一一になるわけですが、ほかの災害と異なるのは、福島原発被害の問題であります。他の問題と違うのはね。災害と違うのは。いまだ収束が見えないその原発の問題があります。この原発災害の伝承が全く、私はなされていない、展示されていないというふうにも言ったことがあるのですが、どのようなお考えなのか。

○千葉章復興・危機管理部長 東日本大震災被災地情報発信費については、震災の経験と記憶の風化防止や教訓の伝承のため、広報誌Batonやみやぎ・復興の歩みの発行、SNSを使った情報発信などを行うものでございます。これまで県では、広報誌Batonを活用し、丸森町の農産物直売所の原発事故への対応や風評被害の状況、復興への取組を紹介したほか、被災四県と東京都が共催する東日本大震災復興フォーラムでは、福島県での原発事故からの復興状況などについて情報発信を行ってまいりました。原子力災害からの復旧・復興については、今まさに継続しているものであり、その伝承の仕方が難しいことに加え、伝承の担い手が限られていることから、原発事故についての伝承が限定的になっているものと考えております。

○熊谷義彦委員 原発事故の伝承が数少ないということは分らないわけではない。けれども、あれだけの異常な事態を起こしてしまったことを、一切映像の中でも、伝承館の中でも出てこない。それは私は行政としての怠慢だというふうに思いますが、あえて千葉さん、もう一回。

○千葉章復興・危機管理部長 先ほど御答弁申し上げたとおりでございますけれども、やっていないというわけではなくて、県内の担い手とか、そういった状況で限定されているということでございます。

○熊谷義彦委員 ぜひそういった人材を掘り起こしてやっていただきたいと思うのですが、知事いかがですか。

○村井嘉浩知事 先ほど部長が答弁したとおりでございます。必要なことはやってはおりますけれども、なかなか情報が十分に我々宮城県では取りづらいというような事情もありまして、ここまでということでございます。更に今後何か新しい事実が分かりましたならば、そういったようなことも取り入れていきたいというふうに思っております。

○熊谷義彦委員 ぜひ、そういった事故の教訓を生かすためにも、そういった映像化したものをきちんと整備していただけるように、改めてお願いしておきたいというふうに思います。

次に、県有施設脱炭素化推進費についてですが、私はこれまでもいろんな場面でお話してきたのですが、例えば、私のところにまだ未完成の県北高規格道路があるのですが、そののり面を使って、県有地ですから、県有地を使ってソーラー発電をやる、そういったことが私は可能だろうと。防護壁を使う方法もあるんですよ。今回のように予算措置をしなくても、ビルの屋上を借りてソーラー発電をやるなんてそういう話ではなくて、県有地を自ら使ってソーラー発電をやるという発想がなぜ出てこないのかというふうに思うのですが、いかがですか。

○千葉衛土木部長 今委員から御指摘がありました道路のり面の太陽光発電設備の設置につきましては、昨年三月に国土交通省が示しました太陽光発電設備の設置に関する技術面の考え方におきまして、斜面の安定性を損なう懸念や、太陽光発電設備が損傷した場合に道路の通行に支障が出る懸念から、道路本線等に面するのり面などの道路土工構築物には、原則として設置しないものとされてございます。一方、インターチェンジの

ランプの内側などの未利用地等につきましては、交通や維持管理等に影響がない場合、設置が可能とされております。県といたしましては、再生可能エネルギーの活用推進に向け、国が示した考え方や全国の取組事例を参考にするなど、引き続き、県が管理する高規格幹線道路における導入可能性について検討してまいりたいと考えております。

○熊谷義彦委員　ぜひ知事にも、そういう、今具体的に提案をしたわけですから、ぜひ検討いただければ幸いだなということを改めてお願いしておきます。

太陽光発電について、私は促進する立場なのですが、そのソーラー発電に伴う廃棄物処分、どのようになっているのか。まだ今でも毒物と言われるものが付着しているのかどうか。それで、廃棄処分の区分は、いわゆる一般家庭でもソーラーをやっているわけで、産業廃棄物、一般廃棄物の区分の基準を教えてください。

○佐々木均環境生活部長　廃棄物処理法第二条第四項において、産業廃棄物の定義が規定されております。これに該当しない廃棄物は、一般廃棄物に区分されております。一般家庭の屋根等に設置された太陽光発電パネルは、住宅の所有者が自ら取り外し処分する場合には一般廃棄物ということになりますが、実際は工事業者によって取り外され、産業廃棄物として処分されることになるものと認識しております。事業者が事業用地等に設置しております太陽光パネルについても、同様に、撤去工事を行った事業者により産業廃棄物として処理されることとなります。

○熊谷義彦委員　かつて私、同じ質問を委員会ですらやったことがあって、その当時の答弁と若干違っているのは、いわゆる一般家庭においても、自分の家庭だけで使っている場合は一般廃棄物だという答弁があったことを今でも覚えていますよ。それがいつの間にか、工事業者が撤去すれば産業廃棄物だと。どこでどのように変わったのか分かりませんが、やはりその基準をしっかりと周知徹底していかなければいけない。産業廃棄物とした場合にそれだけの費用がかかるわけであって、それでは部長、産業廃棄物として処理した場合に、宮城県内でその毒物が付着しているソーラーパネル、どのように、どこでやるのですか。

○佐々木均環境生活部長　県内において、太陽光パネルの、リサイクル施設も含めてですけれども、設置業者は現在三社ございます。我が県におけます太陽光パネルの廃棄量はまだそれほど多くない状態なので、当面は、県内で排出されるパネルの処理は可能だ

というふうにご考えておるところでございます。当然、太陽光発電設備の取り外しには専門的な知識・技術が必要でありますことから、専門の事業者が取り扱うことになるということで、実際には、先ほど申し上げましたように、産業廃棄物というような形で処分される形になります。基本的に、太陽光パネルの処分に当たりましては、可能な限りリユース、あとはリサイクルされることが望ましいというふうにご考えております。埋立て処分を行う場合には、太陽電池モジュールが電気機械器具に該当しますことから、破砕を行った上で、管理型最終処分場に埋め立てられるということになります。

○熊谷義彦委員　しゃべりたいことがあるんですけど、時間がないのでやめます。ありがとうございます。